

岡 財 第 551 号  
平成25年10月15日

各 局 区 室 長  
各 事 務 局 長  
教 育 長  
(主 管 課 扱 い) 様

財 政 局 長

平成26年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、岡山市予算規則第6条の規定に基づき、別添予算編成方針により平成26年度予算を編成するので通達する。

## 平成26年度予算編成方針

### 1 国の情勢と地方財政

我が国の経済情勢は、政府の経済対策効果等により、長く続いた円高傾向からの改善や、景気の緩やかな回復がみられ、また、雇用情勢についても平成25年9月の月例経済報告では、今後も改善の動きが続くとされているものの、海外経済については、弱い回復が続く中、アメリカの財政問題による影響や、中国経済等の先行き等にも留意する必要があるとされている。

地方財政については、国の「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」において、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額は、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているものの、少子高齢化の進展等を背景とした社会保障関係経費などの財政需要が増大するなかで、社会資本の老朽化への対応や、巨大災害に備えた防災・減災対策の推進、地域経済の再生・成長対策等の政策課題にも積極的に対応していく必要があるほか、これまでの公共投資による公債費が大きな負担となっているなど、地方財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にある。

### 2 本市の財政状況

本市では、人件費の縮減、市債の発行抑制等、これまで積極的な行財政改革を進めてきたことにより、平成24年度決算では、社会保障関係経費の増加や固定資産税の評価替えによる市税収入の減少等により経常収支比率が上昇したものの、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標は改善している。

しかしながら、今後の市税収入や地方交付税等の一般財源の動向は経済情勢等に影響されるため不透明である中、少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増大が懸念され、さらには、市有施設耐震化や老朽化施設の再整備等にも今後多額の経費を要することなどを考えると、本市財政は予断を許さない状況である。

このような状況において、これまでの財政健全化の取り組みを、今後も引き続き全市を挙げて推進していくことと合わせて、新たなまちづくりに向けて、一層の選択と集中を図る必要がある。

### 3 都市づくりの方向性

今日の市政に求められている課題は、こうした財政状況にあっても、政令市にふさ

わしいまちづくりを進めるため、効率的で無駄のない有効な施策を構築、実施することである。このため、引き続き行財政改革による着実な財政健全化に取り組みつつも、住みやすいまち、力強いまち、そして安心、安全なまち岡山に向けた取り組みを重点的に進めていかなければならない。

こうした考えに立ち、まずは平成26年秋に予定されているESDに関するユネスコ世界会議の開催等に全力で取り組むとともに、中心市街地の活性化や教育、環境、医療、福祉、子育て支援等の充実による「住みやすさ」、中四国の中心都市として、経済・産業のさらなる発展及び観光や農林漁業の振興等による「力強さ」、防災・減災事業の推進や地域の絆を大切にした協力体制の確立等による「安全、安心」、これらを中心とした本市のさらなる高みへの飛躍に資する事業を積極的に推進していかなければならない。

#### 4 予算編成の基本方針

平成26年度予算は、市財政をめぐる厳しい環境には依然として大きな好転は望めないことから、限られた経営資源を効率的・効果的に活用するためには、事務事業の再点検を行うなど、さらに無駄を排除する一方で、必要な事業については一層の拡充を図るなど、さらなる選択と集中を図ることが必要である。

歳入では、市税収入の先行きは経済情勢等に影響されるため今後も不透明であり、地方交付税についても、総務省の概算要求においては総額の増を見込むも、地方への交付額ベースでは減額とされており、決して予断を許さない状況にある。このことから、市税等については適正かつ確実な収入確保に努めるとともに、使用料及び手数料のうち改定時期を迎えるものについては、国・県の改定の動向及び他の政令市の水準等に留意しつつ検討する必要がある。

一方、歳出では、消費税の増税による影響がある中、扶助費等の社会保障関係経費は引き続き増加が見込まれることや、市有施設の耐震化等の防災・減災事業、ESDに関するユネスコ世界会議の開催、さらには太陽光発電や自転車利用促進等の地球温暖化対策など、本市の持つポテンシャルを活かしながら、市民福祉の一層の向上や、活力あるまちづくりに資する重点施策・事業を積極的に推進していく必要がある。

また、財政調整基金等については、本市における最重点事業の推進への活用を念頭に置き、収支不足への対応としての取り崩しは、長期的な財政の均衡を確保する観点から、抑制することとし、市債の発行についても、市債残高の減少に向けて、臨時財政対策債等の元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除き、引き続き抑制する方針である。

そのため、平成26年度の予算編成に当たっては、各局区室において、都市経営的な視点に立ち、自ら徹底的に無駄を排除、そぎ落とししたうえで、真に必要な事業を厳

選して要求されたい。

なお、現時点における平成26年度収支見込みは、社会保障関係経費の増に加え、市有施設及びインフラの老朽化に伴う耐震化や更新整備などにより、70億円を超える収支不足が生じていること、また、各局区室において積極的に見直しや創意工夫に取り組む必要があることから、平成26年度予算要求に向けても、シーリングを設定することとする。

その設定に当たっては、別紙のシーリング対象外事業に該当する経費を除いて100%（消費税増税（+3%）に係る歳出増と合わせて、実質97%。単独扶助費、維持補修費、貸付金、普通建設事業（地方負担ベース）も同様に103%とし、実質100%。）とするので、既存事業については、徹底した経費の節減・合理化を図るとともに、市民サービスを確保しつつ、新たな市民ニーズにも対応できるよう、各局区室で創意工夫を凝らした的確な予算を見積られたい。また、予算査定の中なかで、個別事業の内容を吟味することにより、メリハリを効かせた予算編成とすることとしている。

なお、事業の積極的な見直しを促進するため、各課において既存事務事業を再点検し、経費の見直しを行った場合、その節減効果額の範囲内で、新たな事業及び拡充施策等を要求できるものとする（行革インセンティブ枠）。

決算委員会や定期監査等の指摘事項については、各局区室において十分検討したうえで、予算要求に反映させるよう必要な措置を講ずることとされたい。

平成26年度予算においては、最重点事業の要求枠を下記のとおり設定し、当該事業を対象に、シーリング対象外事業としての要求を認めることとする。

- (1)各局室において検討している平成26年度の最重点事業で、その目標・効果が明示される事業
- (2)上記(1)には、E S Dに関するユネスコ世界会議の開催等、全庁を挙げて推進すべき事業や、庁内に推進委員会を設置し、計画的な整備・実施が全庁的に検討されている市有建築物の耐震化推進事業及び太陽光発電等推進事業を含む。

なお、平成26年度の最重点事業枠への要求は、各局室から提案された「平成26年度政策推進方針」の中から、最重点事業として市長の承認を得たものに限る。

国の予算編成状況によっては、市の予算編成に大きな影響を及ぼすとともに、事業内容を大幅に見直さざるを得ない場合もあることから、各局区室において、経済対策等の補正予算を含め、国の状況を十分に把握し、機動的に対応できるよう準備されたい。

各局区室においては、この基本方針の下、事業の緊急性、必要性、優先度等の観点から重点化を図るとともに、徹底した経費の節減・合理化を図り、的確な予算の見積もりを行い、別に定める期日を厳守のうえ、提出されたい。

[別紙]

シーリング対象外事業

- 1 平成26年度の最重点事業枠
- 2 行革インセンティブ枠
- 3 電算打出しの人件費
- 4 扶助費（法定義務分のみ）
- 5 積立金
- 6 公債費
- 7 予備費
- 8 その他財政課において特に認める事業